

# 店舗販売業許可に関する手続き等について

## 1 許可の流れ

事前相談	書類審査	現地調査	許可証の交付
構造設備や添付書類、開設の日程などについてあらかじめご相談ください。	書類をそろえて保健所窓口に提出してください。同時に手数料納付、現地調査日程調整を行います。	現場で構造設備等の確認を行います。	現地調査から約1週間後に許可証をお渡しできます。ご連絡いたしますので保健所窓口までお越しください。

## 2 許可申請に必要な書類

提出書類	提出部数	注意事項	
店舗販売業許可申請書	1	申請者が個人の場合は個人印、法人の場合は、登録された代表者印を押印してください。 管理医療機器を併せて販売する場合は、「管理医療機器の販売（貸与）を併せて行う」旨と管理者名を備考に記入してください。 管理医療機器の販売等を行わない場合は、「管理医療機器の販売（貸与）は行わない。」旨記入してください。	
添付書類	薬剤師又は登録販売者の一覧	必要分	
	業務の概要（店舗販売業）	1	
	構造設備の概要（店舗販売業）	1	・面積13.2m <sup>2</sup> 以上必要。
	業務体制の概要（店舗販売業）	1	
	店舗販売業の平面図	1	・任意の様式を用いることができます。 ・鍵のかかる貯蔵設備（毒薬を扱う場合）、冷暗貯蔵設備（冷暗貯蔵の必要な医薬品を扱う場合）、要指導・第1類・指定第2類医薬品の陳列場所、情報を提供するための設備を明記。
	登記事項証明書（ ） （法人開設の場合）	1	
	組織図（法人開設の場合）	1	・業務を行う役員を限定する場合に必要。 ・ <b>代表取締役を業務を行う役員から外すことはできません。</b> ・申請者の名称記入、登記印を押印。
	開設者の診断書（又は疎明書）（ ）	人数分	法人開設の場合、組織図で示した業務を行う役員すべて必要。
店舗管理者、従事薬剤師及び登録販売者の雇用証明書	人数分	申請者（法人の場合は業務を行う役員）が店舗管理者である場合は、店舗管理者の雇用証明書は不要。	
添付書類（特定販売を行う場合）	1	・ <b>特定販売を行う場合のみ</b> ・「業務の概要（店舗販売業）」の特定販売に関する事項の必要事項を記入。	
確認書類	人数分	管理医療機器を併せて販売等する場合であって、管理者が薬剤師以外の場合は、資格を証する書類の写しが必要。	
手数料	29,000円	窓口で納付書を発行いたします。お時間に余裕を持ってお越しください。	

県内の店舗等で医薬品医療機器等法に基づく申請等の際に提出済みで、内容に変更がなければ省略することができます。省略する場合は、備考欄に省略した書類を確認するために必要な情報（提出年月日、申請書等の名称、薬局等の所在地、名称等）を記入してください。